

任意継続組合員に関する手続について

1 任意継続組合員制度加入に係る手続について

【変更点】

令和6年12月2日以降、任意継続組合加入の申出をする場合は、「**払込取扱票**」で先に**掛金を払い込んでいただき**、掛金の入金を共済組合が確認後、「**資格確認書**」（マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に限ります。）及び「資格情報のお知らせ」を交付する取扱いといたします。

(1) マイナ保険証への移行について

地方公務員等共済組合法の一部改正により、令和6年12月2日から、現行の組合員証等の発行は終了し、マイナ保険証（マイナナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行されました。

- 任意継続組合員の加入を申し込まれた方は、マイナ保険証の保有状況により、マイナ保険証をお使いいただくか、資格確認書が交付されるかが決まります。

マイナナンバーカードを健康保険証として利用登録している方は「マイナ保険証」で、マイナナンバーカードを持っていない方や、持っても健康保険証利用登録をしていない方は「資格確認書」を医療機関等に提示していただくことで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

※ 資格確認書が交付される方とは

- ・ マイナナンバーカードを取得していない方、マイナナンバーカードを返納された方
- ・ マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除を申し出た方、利用登録を解除した方
- ・ マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- ・ マイナナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

■ 資格確認書の交付を希望する方へ

※ マイナ保険証の利用登録済の方には資格確認書を交付しません。

※ 「資格確認書」の交付を希望する場合は、別紙「マイナナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を、「任意継続組合員申出書」と併せて提出してください。

(2) 資格取得のための手続

任意継続組合員になるためには、退職の日から起算して20日を経過する日まで（退職の日の翌日から19日以内）に、第1回目の掛金の払込みを含めて手続を完了させる必要があります。期限までに手続ができない場合は、任意継続組合員の資格を取得できませんので注意してください。

- マイナ保険証をお持ちの方は、掛金の入金を共済組合が確認後、マイナ保険証を利用できます。
- マイナ保険証をお持ちでない方には、掛金の入金を共済組合が確認後、資格確認書を発送します。
- どちらの方にも、掛金の入金を共済組合が確認後、資格情報のお知らせを発送します。
- 共済組合で掛金の入金を確認できるまでには、入金後概ね10日前後かかりますので、医療機関等の受診を控えている方は、お早めの入金をお願いします。

※ お急ぎの方は、第1回目の掛金払込みを行い、共済組合の窓口で払込取扱票（掛金納付済通知書）を提示することで、資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方）及び資格情報のお知らせを交付いたします。

2 令和6年12月2日以降の任継加入申出者の手続手順について

令和6年12月2日以降の任継加入申出者について、手続手順は以下のとおりとなります。

①	【所属所（共済事務担当者⇒対象組合員）】 「任意継続組合員申出書」（新様式）等必要書類を対象組合員に手渡し、必要事項を記入してもらってください。 ※ 現在、マイナ保険証の利用登録済の方には、「資格確認書」は交付しません。「資格確認書」の交付を希望する場合は、この申出書と併せて別紙「<u>マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書</u>」を御提出ください。
②	【所属所（対象組合員⇒共済事務担当者）】 「任意継続組合員申出書」（新様式）に必要事項（電話番号、掛金の払込方法等）が記入されているか、添付書類（「組合員自宅宛て返信用封筒（※）」は必須です。）が揃っているかを確認の上、受理してください。 ※ 払込取扱票等を郵送するために使用します。角2封筒（A4用紙が折らずに入るサイズ）に宛先を記入し180円切手を貼り付けてください。 ◆ 「一般・短期 組合員資格喪失届書」が未提出の場合は、これまでお使いの資格確認書等を添付の上、併せて御提出ください。
③	【所属所⇒公立共済】 「任意継続組合員申出書」等書類を交換便・郵送等で、<u>退職の日から起算して20日を経過する日まで（退職の日の翌日から19日以内）（資格担当必着）</u>に資格担当宛に提出してください。 ※ ただし、任意継続組合員になるためには、退職の日から20日（退職の日の翌日から19日）以内に、第1回目の掛金の払込みを含めて手続を完了させる必要があります。<u>期限が迫っている場合には、提出する前に、資格担当宛に電話（03-5320-6826）等で御相談ください。</u>
④	【公立共済⇒対象組合員】 「払込取扱票」等関係書類を組合員の自宅宛て（添付の返信用封筒使用）に送付します。 ◆ これまでは、「組合員証等」と「払込取扱票」を併せて送付していましたが、令和6年12月2日以降の任継加入者については、先に「払込取扱票」のみを送付し、掛金の納付後、資格確認書等を交付することとなります。 ■ マイナ保険証保有者⇒公立共済で掛金の収納を確認し次第、組合員自宅宛に「資格情報のお知らせ」を送付します。「資格情報のお知らせ」が届いた日以降はマイナ保険証を御利用いただけます。 ■ マイナ保険証を保有していない方⇒公立共済で掛金の収納を確認し次第、組合員自宅宛に「資格確認書」（有効期限2年のもの）及び「資格情報のお知らせ」を送付します。 ※ <u>銀行での払込後、公立共済で収納確認が出来るようになるまで3日～1週間程度の時間がかかります。</u> ※ お急ぎの方は、第1回目の掛金払込みを行い、共済組合の窓口で払込取扱票（掛金納付済通知書）を提示することで、資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方）及び資格情報のお知らせを交付いたします。

3 任意継続組合員の脱退手続について

任意継続組合加入中の組合員が、公立学校共済組合東京支部（東京都の臨時的任用教職員、時間講師等）で再就職する場合、任意継続組合の脱退手続を終えるまで、新たな資格確認書等は交付されません。

所属で脱退手続の有無を確認の上、未手続の方については、任意継続組合脱退手続書類(※)と組合員資格取得手続書類を併せて資格担当宛に御提出ください。

任意継続脱退手続及び資格取得手続後、「資格確認書」（マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に限ります。）及び「資格情報のお知らせ」を送付します。

※ 任意継続脱退手続書類は、組合員からの連絡を受けて直接御本人に送付していますが、御本人が共済組合に未だ連絡をしておらず任意継続脱退手続書類書類をお持ちでない場合には、所属所から請求していただいてもかまいません。

4 その他

上記に記載のない事項については、特に変更等ありません。福利厚生事務の手引（令和6年1月発行）P226～P229の該当ページを御参照ください。

なお、年度末退職者の任意継続加入事前受付については、令和7年1月中に通知する予定です。

～掛金の納付から資格確認書等がお手元に届くまでの流れ～

